

会社名 SCSK株式会社
代表者名 代表取締役 執行役員 社長 最高執行責任者 谷原 徹
(コード番号 9719 東証 第一部)
問合せ先 広報部長 大友 秀晃
(TEL. 03-5166-1150)

役員報酬制度の見直し及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年2月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月23日開催予定の第54期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 中長期的な業績と連動する報酬制度の導入について

当社は、取締役(社外取締役及び非常勤取締役並びに監査等委員である取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)、執行役員及び業務役員に対して、当社が「グランドデザイン2030」で描く持続的な企業価値向上を具現化するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、中長期的な業績と連動する報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入することといたしました。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

(1) 導入の条件

本制度は、対象取締役に對し譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。)の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第48期定時株主総会において、年額960百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠の内枠にて、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度による対象取締役に對する譲渡制限付株式の付与は、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間10万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額の内枠で年額150百万円以内といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

3. 報酬制度の見直しについて

対象取締役の報酬は、現在「固定報酬」・「業績連動報酬(現金報酬)」により構成され、構成割合は「固定報酬:業績連動報酬=(平均)65:35」ですが、このたびの報酬制度の見直しにより、「固定報酬」・「短期業績連動報酬(現金報酬)」・「中長期業績連動報酬(株式報酬)」により構成し、その構成割合を「固定報酬:短期業績連動報酬(現金報酬):中長期業績連動報酬(株式報酬)=(平均)52:25:23」といたします。

4. 執行役員及び業務役員の報酬制度について

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、取締役でない執行役員及び業務役員に対しても、対象取締役と同様の報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式を付与する予定です。